

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第49条の規定に基づき、航空自衛隊第5術科学校組織規則を次のように定める。

昭和37年9月22日

防衛庁長官 志賀 健次郎

改正	昭和38年2月25日	航空自衛隊訓令第1号	昭和61年1月24日	航空自衛隊訓令第1号
	昭和38年12月5日	航空自衛隊訓令第3号	平成2年2月26日	航空自衛隊訓令第4号
	昭和39年1月25日	航空自衛隊訓令第2号	平成7年3月27日	航空自衛隊訓令第17号
	昭和39年12月1日	航空自衛隊訓令第8号	平成13年6月29日	航空自衛隊訓令第37号
	昭和42年10月7日	航空自衛隊訓令第6号	平成18年3月23日	航空自衛隊訓令第6号
	昭和44年2月28日	航空自衛隊訓令第1号	平成26年7月31日	防衛省訓令第61号
	昭和50年4月2日	航空自衛隊訓令第12号	令和2年3月25日	防衛省訓令第14号
	昭和53年2月21日	航空自衛隊訓令第6号		

航空自衛隊第5術科学校組織規則

(校長)

第1条 航空自衛隊第5術科学校（以下「学校」という。）の校長は、空将補をもつて充てる。

(副校長)

第2条 学校に、副校長1人を置く。

(内部組織)

第3条 学校に、次の2課、3部及び1隊を置く。

総務課

教務課

第1教育部

第2教育部

整備部

学生隊

(総務課の事務)

第4条 総務課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 公印の保管に関する事。
- (2) 公文書の接受、発送、編集及び保存に関する事。
- (3) 文書の審査及び進達に関する事。
- (4) 組織及び定員に関する事。
- (5) 人事に関する事。
- (6) 学校に勤務する隊員の教育訓練に関する事（教務課の所掌に属するものを除く。）。
- (7) 記録及び統計に関する事（教務課の所掌に属するものを除く。）。
- (8) 地上安全に関する事。

- (9) 秘密保全に関すること。
- (10) 教務課、各部及び学生隊との連絡に関すること。
- (11) 広報に関すること。
- (12) 前各号に掲げるもののほか、教務課、各部及び学生隊の所掌に属しない事項に関すること。

(教務課の事務)

第5条 教務課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 業務計画の作成及びその実施の調整に関すること。
- (2) 学校に入校している隊員（以下「学生」という。）の教育訓練（以下「教育訓練」という。）の計画に関すること。
- (3) 教育訓練に必要な記録及び統計に関すること。
- (4) 教育訓練に必要な図書その他教材に関すること。
- (5) 教育訓練に関する調査研究に関すること。

(第1教育部)

第6条 第1教育部においては、主として航空警戒管制並びに航空自衛隊の使用する電子計算機のプログラムの利用及び改良等に必要な知識及び技能を修得させるための教育訓練（第2教育部及び学生隊の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

(第2教育部)

第7条 第2教育部においては、主として航空保安管制に必要な知識及び技能並びに航空警戒管制及び航空保安管制に必要な基礎英語を修得させるための教育訓練（学生隊の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

(整備部の分課)

第8条 整備部に、次の2課を置く。

計 画 課

整 備 課

(計画課の事務)

第9条 計画課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 整備及び補給の計画に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、整備部の所掌事務で整備課の所掌に属しないものに関すること。

(整備課の事務)

第10条 整備課においては、教育訓練に必要な地上用レーダー器材等の整備及び保管に関する事務をつかさどる。

(学生隊の事務)

第11条 学生隊においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 学生の訓育、体育及び教練に関すること。
- (2) 学生の指導及び規律に関すること。
- (3) 学生の人事に関すること。

(部長、課長及び学生隊長)

第12条 部に部長を、課に課長を、学生隊に学生隊長を置く。

2 総務課長、教務課長、部長又は学生隊長は、校長の命を受け、それぞれ課務、部務又は隊務を掌理する。

3 部の課長は、部長の命を受け、課務を掌理する。

(委任規定)

第13条 この訓令に定めるもののほか、学校の内部組織に関し必要な事項は、校長が定め、航空幕僚長に報告するものとする。

附 則

この訓令は、昭和37年10月1日から施行する。

附 則 (昭和38年2月25日航空自衛隊訓令第1号)

この訓令は、昭和38年3月15日から施行する。

附 則 (昭和38年12月5日航空自衛隊訓令第3号)

この訓令は、昭和38年12月16日から施行する。

附 則 (昭和39年1月25日航空自衛隊訓令第2号)

この訓令は、昭和39年3月2日から施行する。

附 則 (昭和39年12月1日航空自衛隊訓令第8号)

この訓令は、昭和39年12月1日から施行する。〔後略〕

附 則 (昭和42年10月7日航空自衛隊訓令第6号)

この訓令は、昭和42年10月25日から施行する。

附 則 (昭和44年2月28日航空自衛隊訓令第1号)

この訓令は、昭和44年3月31日から施行する。

附 則 (昭和50年4月2日航空自衛隊訓令第12号)

この訓令は、昭和50年4月3日から施行する。

附 則 (昭和53年2月21日航空自衛隊訓令第6号)

この訓令は、昭和53年3月31日から施行する。

附 則 (昭和61年1月24日航空自衛隊訓令第1号)

この訓令は、昭和61年1月24日から施行する。

附 則 (平成2年2月26日航空自衛隊訓令第4号)

この訓令は、平成2年3月31日から施行する。

附 則 (平成7年3月27日航空自衛隊訓令第17号)

この訓令は、平成7年4月1日から施行する。

附 則 (平成13年6月29日航空自衛隊訓令第37号)

この訓令は、平成13年8月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月23日航空自衛隊訓令第6号)

この訓令は、平成18年3月27日から施行する。

附 則 (平成26年7月31日防衛省訓令第61号)

この訓令は、平成26年8月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月25日防衛省訓令第14号)

この訓令は、令和2年3月26日から施行する。